

平成20年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づいて平成20年度決算検査報告を作成し、平成21年11月11日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成21年9月8日、内閣から平成20年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成21年11月11日内閣に回付した。

第14 独立行政法人農業生物資源研究所

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステム運用支援業務等の労務費の積算について

(平成19 年度決算検査報告803 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人農業生物資源研究所（以下「生物研究所」という。）は、統合データベースシステムの運用支援業務等に係る労務費の積算に使用するシステムエンジニアの時間単価について、当該業務はすべて生命情報科学の高度な専門性を必要とするとして、市販の積算参考資料に掲載されている時間単価より高い大手メーカー6社の技術者料金を平均した時間単価を使用していたが、仕様書には、高度な専門性を必要としない業務内容が含まれていた。

したがって、生物研究所において、仕様書の業務内容について十分に精査、検討した上で、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう、独立行政法人農業生物資源研究所理事長に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、生物研究所において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、生物研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、20年11月に業務の実態を反映した「農林水産生物ゲノム統合データベースシステムの運用支援業務に係る労務費の積算基準」を定めて、21年度以降の契約に反映させることとする処置を講じていた。